

令和5年度第2回 知多市地域公共交通会議 要旨

○日 時 令和6年2月13日(火) 午前9時30分～午前11時5分

○場 所 知多市役所 3階 協議会室

○出席委員 17名

- ・知多市 副市長 立川 泰造
- ・八幡コミュニティ 会長 浅井 宏
- ・東部コミュニティ 会長 向井 武美
- ・岡田コミュニティ 会長 竹内 淳介
- ・南粕谷コミュニティ 会長 竹上 登
- ・旭東コミュニティ 会長 川崎 常次
- ・知多市社会福祉協議会 会長 渡辺 正敏
- ・知多市観光協会 会長 酒井 清
- ・知多市商工会 青年部長 上村 卓也
- ・名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授 松本 幸正
- ・知多乗合株式会社 取締役社長 金森 隆浩
- ・愛知県タクシー協会 知多支部長 藤田 和弘
- ・愛知県交通運輸産業労働組合協議会 幹事 桑山 忍
- ・中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官 宮川 高彰(代理:岡本 清志)
- ・愛知県都市・交通局 交通対策課 担当課長 石屋 義道(代理:赤羽 茂樹)
- ・愛知県知多警察署 交通課長 佐藤 賢治
- ・知多市 都市整備部長 鈴木 宏式

○欠席委員 2名

- ・公益社団法人愛知県バス協会 専務理事 小林 裕之
- ・愛知県知多建設事務所 維持管理課長 水田 昌孝

○傍聴者 14名

○事務局 5名

- ・企画部長 細川 賢弘
- ・市民協働課長 平岩 佳代
- ・市民協働課 地域活性化・地域交通チーム長 加藤 正樹
- ・市民協働課 竹内 俊介
- ・市民協働課 宮崎 彩寧

○説明者 2名

- ・東海市 交通防犯課長 武田 優璽
- ・東海市 交通防犯課 加藤 直人

会議の経過及び発言の要旨

1 あいさつ

【会長】

日頃から市政運営に格別のご協力をいただき、心から感謝申し上げます。本日は、協議事項の一つとして、地域公共交通会議の法定協議会への移行についてご協議いただく。来年度から地域公共交通計画の策定を通じて本市の地域公共交通のあり方を検討していくにあたり、この会議を地域交通法に基づく協議会に移行する。今後の本市の公共交通の行く末を考えていく、非常に重要なもので、大きな転換点にもなる。委員の皆様からの忌憚のないご意見をお願いしたい。

2 協議事項

(1) 知多市地域公共交通会議の法定協議会への移行について（資料1）

【事務局】

●知多市地域公共交通会議の法定協議会への移行について（資料1-1）

令和6年度から地域公共交通計画を策定していくに当たり、現在の道路運送法に基

づく知多市地域公共交通会議を地域交通法に基づく法定協議会の機能を併せ持つ二法協議会に移行する。地域公共交通計画の策定、計画策定後の施策の推進、国庫補助の活用など、公共交通行政を円滑に、かつ、効果的に進めていくためには、法定協議会への移行が必然的となっている。

●法定協議会への移行に伴う変更点等について

① 知多市地域公共交通会議設置要綱の改正

要綱の案は、資料1-2のとおり。主な改正点は、資料1-1の左下の表のとおり。

② 会議の位置づけについて

- ・道路運送法に基づく地域公共交通会議と地域交通法に基づく法定協議会の機能を併せ持つ、二法協議会に移行する。会議の名称はこれまで通り「知多市地域公共交通会議」とする。
- ・これまでのバス、タクシーのほかに、鉄道など、多様な交通モードを対象に本市の公共交通のあり方を協議する会議体に移行する。
- ・委員は、現在の19名から新たに4名追加する（資料1-3）。新しい委員として、レスクル株式会社、名古屋鉄道株式会社、知多市福祉子ども部長、環境経済部長を加える。

③ 会議の委員について

現在の委員は、法定協議会の委員に自動的に移行し、任期は従前のとおり令和6年6月4日までとする。新しい委員の4名は、法定協議会に移行した日から6年6月4日までの任期とする。6年度の次期委員は、6年6月5日から新しい委員として委嘱することし、任期は7年6月4日までの1年とする。

④ 法定協議会への移行の日について

設置要綱の改正の日から移行する。3月中を予定。

●令和6年度の地域公共交通会議について

- ・令和6年度の会議は、計画策定の進捗に合わせて3～4回の開催を予定。
- ・令和6年度の予算・事業計画について、要綱第5条第7項の規定を適用し、4月上

旬頃、書面協議とする予定。

- ・第1回目の会議において監事を2名選出する。

<主な質疑、意見等>

【委員】

協議事項に関して二点ほど補足したい。一点目、法定協議会へ移行する背景として、知多市は北部循環コースが地域間幹線系統の国庫補助対象路線に該当しており、補助の要件として地域公共交通計画を策定していること、また、補助金の受け取り先として法定協議会であることが必要である。二点目、改正後の設置要綱第7条の運賃料金部会について、令和5年10月1日の道路運送法の改正により、地域公共交通会議でコミュニティバス等の運賃を決めていたものが、できなくなったというもので、今後は会議ではない別の部会で決めていただくこととなる。

【副会長】

制度上、国から補助金を受けるためには、地域交通法に基づく協議会が必要となった。市民にとっては、国庫補助を受けることにより市の負担が減ることがメリットとなる。それから、地域公共交通計画が策定されることが大きい。これまで知多市には計画がなかったため、将来目指す交通像が明確でなかった。今後は、計画に大きな目標を掲げて、その目標に向けて進めていくこととなる。また、法定協議会では、公共交通の利用促進やPDCAによる計画の進行管理を行い、市の公共交通をより良い形にしていくことになる。

【副会長】

特に異論ないようなので、知多市地域公共交通会議を法定協議会へ移行することに承認いただいたということによろしいか。

【委員】

(一同、異議なし)

(2) 東海市コミュニティバス(らんらんバス)の知多市内への乗り入れについて(資料2)

【事務局】

他市のコミュニティバスが隣接する自治体へ乗り入れる際には、それぞれの自治体の地域公共交通会議で協議を調える必要がある。この度、東海市のコミュニティバスが、知多市に乗り入れることから協議をお願いするもの。

【説明者】

令和6年10月1日からの東海市コミュニティバスのルート改正に合わせて、知多市に建設される健康増進施設にバス停を新設し、乗り入れるもの。

- ・バス停名称はアクアマリンプラザ。市営温水プールの廃止に伴う代替として、健康増進施設アクアマリンプラザにバス停を設ける。
- ・ダイヤは、平日のみ1日3便。太田川駅前からアクアマリンプラザへの直行便。
- ・知多警察署、運行事業者の知多乗合株式会社、道路管理者の知多市土木課と事前協議を行い、いずれも支障なし。

<主な質疑、意見等>

【委員】

協議事項について補足したい。令和5年10月1日の道路運送法の改正により、運賃を決める際は別の部会で協議しなければならなくなった。また、法改正に伴い、路線を延伸しても運賃が変わらない場合は、協議の必要がないと解釈を整理した。したがって、今回のケースでは東海市での協議は必要ないが、乗り入れ先の知多市では運賃料金部会で運賃を協議する必要がある。両市でよく調整して手続きするよう注意してほしい。

【副会長】

らんらんバスの運賃はいくらか、また、知多市民も使うことは可能か。

【説明者】

らんらんバスの運賃は100円で、乗り入れ路線も同額とする予定。知多市民も利用可能である。

【委員】

現状、バス停はアクアマリンプラザ1か所への設置だが、知多市の歴史民俗博物館や勤労文化会館の前など、複数個所に設置しても良いと思うが、いかがか。

【説明者】

今後、東海市民から要望があれば、アクアマリンプラザ以外への乗り入れを検討したい。

【委員】

運賃に関する協議について質問したい。今回の知多市へのらんらんバスの乗り入れに関しては、東海市としては、らんらんバスの延伸という位置づけのため、東海市の部会で協議する必要はない。一方、知多市は新たに乗り入れられるため、知多市の部会では議論が必要であるという解釈でよいか。

【委員】

お見込みのとおり。

【委員】

ということは、東海市のらんらんバスの運賃及び料金は、知多市側の部会で決めていくということになるのか。

【委員】

その解釈で良い。10月1日の法改正前の地域公共交通会議で運賃を決めていたときは、今回のような路線の延伸に関する運賃については、東海市、知多市の両方の会議で決めていた。10月1日の法改正後は、愛知運輸支局の解釈として、元々ある路線の延伸となる東海市側での運賃協議は必要ではなくなったが、新たに乗り入れられる知多市側は変わらずに必要ということになった。

【副会長】

今回は東海市の運賃協議は省略できるが、元々は東海市、知多市でも運賃協議が必要であったということ。もし、知多市側で運賃の協議が調わなかった場合、こういった取扱いになるのか。

【委員】

知多市側の運賃料金部会で否決された場合は、その運賃は認められないこととなる。なお、道路運送法の第9条第5項に、運賃部会を開催する前に公聴会等を開催しなければならないと規定されており、運賃を協議する際は、公聴会等であらかじめ利害関係者等の意見を聞かなければならないことになっている。それを踏まえた上で運賃料金部会を開催することとなるので、公聴会等での利害関係者の意見を反映していない運賃案を決議した場合は否決されることが推測される。公聴会等で利害関係者と事前に協議を調べてから部会が開かれることが前提となるので、否決されないように事前に調整することが必要である。

【副会長】

今回の件では、知多市で公聴会等の手続きが必要となる。よろしくお願ひしたい。

【副会長】

特に異論ないようなので、東海市コミュニティバスらんらんバスが、知多市のアクアマリンプラザに乗り入れることについて、承認いただけたということによろしいか。

【委員】

(一同、異議なし)

3 報告事項

(1) 知多市地域公共交通計画の策定スケジュールについて (資料3)

【事務局】

●知多市地域公共交通計画の策定スケジュールについて

資料3の左側の表のとおり。計画は、令和6年度から7年度の2カ年で策定する。また、策定に当たっては、公共交通に関する専門的な知識、経験の豊富な事業者の支援を受ける。なお、支援業務には国庫補助を活用する。

1年目の令和6年度では、支援事業者の選定を行ったのち、住民アンケートやバスの乗降調査などの調査事業を行う。その調査結果等から、知多市の公共交通の現状と課題の整理を行い、基本方針や目指すべき目標の設定、目標の達成に向けた取組や施策などを取りまとめ、骨子案を作成する。会議は、第1回を6月頃、第2回を11月頃、第3回を3月頃に開催する予定。

2年目の令和7年度では、骨子案をもとに、市民ワークショップやパブリックコメントにより、市民の意見を取り入れながら完成に向けた最終調整を行う。会議は、6月、10月、2月の3回を予定。

●知多市地域公共交通計画策定等支援業務委託について

- ・公募型プロポーザル方式により「知多市地域公共交通計画策定等支援業務委託」の事業者を選定する。
- ・事業者選定に当たって、審査委員会を設置する。委員は、地域公共交通会議の会長及び副会長、知多市社会福祉協議会会長、知多市都市整備部長及び企画部長の5名で構成する。
- ・業者決定までのスケジュールは、3月上旬に審査委員会の設置、4月上旬に公募を開始、5月上旬に企画提案のあった業者によるプレゼンテーションを行い、業者を決定する。

<主な質疑、意見等>

【副会長】

策定支援業務に対して国の補助金を活用するとのことだが、交付されない場合はどうするのか。

【事務局】

交付されない場合であっても計画を策定する。

(2) 路線バス通学定期券購入補助金について（資料4）

【事務局】

市内を運行する路線バスの通学定期券の購入費用を補助する事業で、令和6年度から開始するもの。

- ・事業の目的は、公共交通の利用促進、子育て世帯の負担軽減、駅前ロータリーの混雑緩和が狙い。
- ・補助金額は、定期券購入額の3割。対象期間は、令和6年度の場合、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。対象路線は、知多乗合株式会社が運行する岡田線、日長団地線、佐布里線、朝倉団地線の4路線。対象となる方は、市内在住の小学校、中学校、高校、大学等に通学する、令和6年度末までに満7歳以上満24歳以下の年齢となる方。申請者は、対象となる方の保護者又は18歳以上の本人。
- ・通学定期券の購入実績、申請者を対象にしたアンケート、駅前ロータリーの混雑状況に関する路線バスドライバーへのヒアリング等により効果検証を行う。
- ・市広報紙、市ホームページへ記事を掲載するほか、補助制度を周知するチラシを、市内中学校3年生への配布やバス停やバス車内での掲示により周知する。

<主な質疑、意見等>

【副会長】

とてもユニークで良い取組、良い効果が期待される。

【委員】

路線の維持に取り組んでいるが、コロナ前から2割程度利用者数が減っており、利用が回復していない状況である。この制度は利用促進に直接的につながることを期待され、ありがたい。

【副会長】

定期券を購入する市民に対する補助であるが、交通事業者の収入増にもなり、結果として知多市の路線の維持に繋がり、市民の足を守ることになる。

また、効果として各家庭の金銭的、時間的な補助となる。時間的な補助の効果は大きく、家族が送迎に割いていた時間を他に使うことができるようになる。その時間を1年間積み上げて時給換算すると、大きな効果であることが目に見えてくる。そのほかには、子供たちが自ら公共交通で移動できる環境を整えることは、家族に依存することなく、自主的に外出することが可能となるわけで自立心を芽生えさせることになる。

周知が大事だと感じるが、中学3年生以外に、高校生、大学生への周知はどう考えているか。

【事務局】

世代に即した方法としてSNS等による発信を考えている。

【副会長】

路線バス事業者の周知の協力は。バス車内へのチラシの掲示等は可能か。

【委員】

弊社のホームページ、SNS等でPRしたい。バス車内へのチラシの掲示も対応したい。

(3) 路線バスの見直しおよびコミュニティ交通（あいあいバス）のバス停の移動について
(資料5)

【事務局】

●路線バスの見直し

日長団地線の見直しについて、令和3年度から知多乗合と協議しながら取り組み、5年3月に終バス時間の延長を行うなど、段階的に進めてきた。今回、ルートの延伸、停留所、ダイヤ等、最終的な見直しの協議が全て調ったため、報告するもの。

- ・令和6年3月16日（土）からの変更を予定。
- ・ルート、ダイヤ、運賃は、資料5-2のとおり。主に三点の変更。
 - ①ルートの延伸。旭桃台地区までルートを延伸する。
 - ②バス停の追加。現行の9か所に14か所追加した23か所となる。
 - ③運行方法。現行の左回りから、改正後は、時間帯によって、右回り、左回りを切り替えて運行する。（左回り：1～5、7、9便 右回り：6、8、10～17便）
- ・走行キロは、6.4 kmから7.9 kmに延長。
- ・所要時間は、1周22分から25分に延長。
- ・便数、車両に変更なし。
- ・地区回覧でのチラシ、バス停等への案内文書の掲示等により広報する。

●コミュニティ交通（あいあいバス）のバス停の移動について

日長団地線の改正に伴って新設する「旭桃台東」「旭桃台西」「日長団地南」のバス停については、あいあいバス南部コースのバス停と併設する予定である。そのうち「旭桃台東」「旭桃台西」バス停は、日長団地線のバス停の新設に合わせ、交通安全上、適切な位置へ変更する。

詳細については、資料5-3を参照。

<主な質疑、意見等>

【委員】

今回の変更は、コミュニティとして待ちに待ったものである。我々のコミュニティは、高齢化が進んでおり、買い物するにも公共交通機関がないことが弱点であった。今回の延伸で、少し助かるようになる。今後も、住みやすい地域となるよう、様々な取組をお願いしたい。

【副会長】

日長団地線の見直し、あいあいバスのバス停の位置の変更について、GTF Sの整備のほか、住民への周知をしっかりとお願いしたい。

【委員】

地域からの長年のご要望に対し今回答えることができた。

一点補足として、あいあいバスの運行管理について、以前半田営業所で担当していたが、昨年から東海営業所に移管したことを報告したい。管理する営業所が日長団地線と同じになることで、運行管理が効率的となるため、移管を進めさせていただいた。

(4) 令和5年度（地域間幹線系統）補助系統別事業評価表について（資料6）

【事務局】

あいあいバス北部循環コースは、市民の生活を支える複数市町をまたぐ地域間幹線系統として、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付を受けている。この度、令和5年度の事業評価票を作成し、愛知県公共交通協議会に提出したため、内容を報告するもの。

- ・利用実績は、年間利用者数の目標値52,000人に対し、61,659人の利用があり、目標を達成した。要因として、コロナ禍で減少した移動需要の回復と、令和2年の路線再編による利用者の増加が考えられる。
- ・市町村を跨ぐ利用者数は、月1,189人と推定しており、主に公立西知多総合病院の利用が多いと考えられる。
- ・利用促進の取組としては、年に1回、関係市町との情報交換を行っているほか、双方のバスの時刻表を配架している。また、バスロケーションシステムの運用と、その周知を行った。
- ・今後の課題については、利用者数は回復傾向にあるものの、収入面での回復は思うように進んでいないという点が挙げられる。

【委員】

事業評価について補足説明したい。

地域間幹線系統は、市内だけで完結する路線ではなく、市町村を跨る広域的な路線であるため、県が国庫補助に係る事務を行っている。今回、県の方に評価表の提出があり、県が取りまとめた上で中部運輸局に提出する。その後、第三者評価委員会というものが開かれ、県が第三者から評価を受けるといった流れである。

4 その他

【事務局】

事務局より二点報告したい。

●「第33回佐布里池梅まつり」について

令和6年2月10日（土）から3月10日（日）まで、佐布里緑と花のふれあい公園で佐布里池梅まつりを開催している。盛りだくさんのイベントのほか、2月23日から3月3日までの期間は、名鉄電車で交通系ICカードを利用して来場した方を対象にした抽選会が企画されている。また、知多乗合の協力により、梅まつり期間中の土日祝日は路線バス佐布里線を増便している。公共交通を利用してぜひ来場を。

●県内一斉エコ通勤デーにおける市の取組について

市では、令和5年12月6日の県内一斉エコ通勤デーに合わせ、職員に対し、自動車の使用を抑えた通勤の協力を呼びかけた。結果として、約2割の職員が車やバイク以外の方法での通勤に変更したほか、職員駐車場の駐車台数が通常時の約8割となり、自動車の使用が2割削減された。今後も引き続き、定期的にエコ通勤デーに取り組んでいきたい。

【委員】

エコ通勤への協力の呼びかけの結果、約2割が車通勤を抑え、公共交通や自転車などで通勤したことは、大きな成果である。エコ通勤への転換は、環境面での効果があるだけではなく、公共交通の利用促進、渋滞の緩和、健康の増進、駐車場の削減など様々なメリットがある。次年度以降も参加していただきたい。

【副会長】

確かに2割は、大きいと感じる。ちなみに目標はあったか。

【事務局】

初めての試みであったため、具体的な目標は立てていなかった。今後は、今回の結果以上の2割以上の参加を目指したい。

【副会長】

バス利用は何人いたか。

【事務局】

バスを利用した職員は、普段3人のところ7人になり、4人がバスに切り替えた。また、電車は、普段は19人のところ26人になり、7人が電車に切り替えた。

【副会長】

梅まつり開催期間の土日祝日は、路線バス佐布里線は臨時便も出るということだが、臨時便もG T F Sに対応していただきたい。若者や外国人にはネットで検索できるような環境を整備することが大切である。ぜひお願いしたい。

【委員】

梅まつりの臨時便の時刻表をホームページで確認しようとしたが、チラシのQRコードから数回タップしないと見ることができなかった。スムーズに案内できるよう今後改善していきたい。

【副会長】

ホームページでの周知も必要だが、利用者側に寄り添っていくためにも、Googleマップやインスタグラムなどの一般的に普及しているアプリに対応することが重要である。それが利用の増に繋がっていくのでお願いしたい。

【副会長】

今年度最後の会議でもあるので、コミュニティの方から一言、公共交通に対しての、または、自分の地域に関する事など、何かコメントがあればお願いしたい。

【委員】

私自身、これまで路線バスに乗ったことがなかった。会議に参加することで、公共交通

に関するいろいろな知識を吸収する機会となった。また、梅まつりは大変な集客があることから、この路線バスが活用されると良いと感じた。

【委員】

我々の地域は、地理的に広い通りがないため、あいあいバスが地域の一部を通過しているだけである。このような実情から、我々の地域では地域バスを運行し、地域住民の移動手段を確保している。今後も、地域住民の利用を促していきたい。

【委員】

私の地区は、路線バス岡田線が運行しており、私が学生の頃は使っていたが、だんだん利用者が減少している。昔は、座るところもないぐらいであったが、最近は通勤、通学の方が少なくなっていると感じる。可能であれば、路線バスだけで直接病院に行けるようになることも一度検討していただきたい。また、梅まつり期間中は、岡田まちあるきバスというものも運行している。より多くの方に岡田に来ていただくためにも、まちあるきバスの時刻表も梅まつりのチラシに記載していただくとありがたい。

【委員】

こういった会議に参加してみて、大変参考になった。我々のコミュニティは、市の南端に位置しており、交通機関は、やや不便な地域であることから、地域バスの実証運行に取り組んでいる。実施してはみたものの、住民のニーズが多様化しており、計画したものと乖離があり、思うように利用が進んでいない。地域のニーズを汲み上げて反映していくことが、非常に難しいと感じている。今後は、会議の場を通じて、いろいろなアイデアを得ながら、地域の交通のあり方について考えていきたい。

【委員】

我々のコミュニティは、商業施設等がなく、買い物はコミュニティ外へ行かないと成り立たないにも関わらず、公共交通機関が乏しいので、自家用車で移動しなければならない。車に乗れなくなってきている高齢者は、移動に困る地域であるため、公共交通機関の利便性がもっと高まると良いと感じる。

【副会長】

事務局からコミュニティの方の声を聞いてどうか。

【事務局】

来年度から地域公共交通計画を策定するに当たり、地域の方々の意見をより大切にしていきたい。地域からの声を踏まえながら今後の公共交通のあり方を検討していきたいと考えているので、今後ともよろしくお願ひしたい。

【副会長】

委員の発言にもあったように、移動に関するニーズは多様化してきているというのは事実である。市全体の調査だけでは捉えられないニーズや要望はあると思うので、地域特有のニーズ等について、引き続きコミュニティの委員の方からご意見いただきたい。

【副会長】

来年度から地域公共交通計画の策定に着手するので、今後とも一層のご協力を願ひしたい。

その他、意見等無し。会議終了。